

2022年9月29日

労働法制改悪阻止・職場闘争勝利！労働者連絡会
東京都板橋区板橋 2-44-10-203 北部労法センター気付
TEL 03(3961)0212

解雇の金銭解決制度の法制化に反対する申入れ

私たちは、立て続く労働法制改悪攻撃を許さないと1998年に結成された労働組合・労働者個人による団体です。

ここに貴分科会に対し、解雇の金銭解決制度の法制化に向けた審議をやめるように申入れます。

そもそも解雇の金銭解決制度新設については、02～03年、05年と、過去2回論議され、いずれも否定された経過があります。15～17年の「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」(労働法学者・経済学者・労使・民法学者・弁護士等22名)における同制度導入の論議でも全体のコンセンサスは得られぬまま労政審へ移されました。このように3度にわたって否定されたにもかかわらず、2018年6月に法学者6名による「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」(以下「検討会」と略称)を新設し、結局、制度の骨格を作成したうえで労政審へ再度移すという異例な手続きをとりました。

22年4月の「検討会」報告書によれば、制度の骨格は「無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭(以下「労働契約解消金」という)を支払い、当該支払いによって労働契約が終了する仕組み」とあります。

この制度の骨格の問題点について以下のように考えています。

- ①解雇自由化・リストラを促進し、これまでの解雇規制を解体するものです。
- ②労働組合の弱体化・解体化を促進します。
- ③金銭支払いの申立権は使用者に拡大される可能性が高いと考えています。
- ④「金銭救済制度」は労働者愚弄策の法制化です。

解雇の金銭解決制度は既に使用者の思うように先行的に実体化されているのが現状です。この制度について、16年「働き方改革実現会議」の陰の指針には「今後の中核となる政策」として明記されました。しかし紛糾しそうな議論をあらかじめ封印するため、官邸サイドから委員に対して、「解雇の『か』の字も言わないほしい」との要請があったとのこと。いま「多様な働き方の推進」政策が強行され、労働者は解雇が常態化する不安定な状況下におかれています。このような不安定な労働者の声をおさえつけようとする使用者にとって同制度は最大の武器になるだろうことは明らかです。「今後の中核となる政策」として法制化が狙われています。

以下、申し入れます。

- 1) 解雇の金銭解決制度について審議を中止し、法制化に向けた答申を行わないこと
- 2) 貴分科会について、開催日については決定直後、直ちに公開し傍聴可能にすること、あわせて、以下の点につき回答をいただきたい
 - ①開催案内の公開が開催日の直前であること理由を明らかにすること
 - ②これまでの(22年4月27日第173回から)分科会傍聴希望者人数と抽選の結果、実際に傍聴できた人数を明らかにすること